

平成23事業年度における業務の実績に関する全体的評価表(案)

平成24年7月31日

総務省独立行政法人評価委員会

平和祈念事業特別基金分科会

平成23事業年度における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
<p>1 業務の効率化（人件費の削減等）</p>	<p>1 人件費の削減 人件費については、必要最小限の人員となるよう業務の進捗等に併せた人事異動等を行い、決算ベースでの比較では平成22年度比約1.6百万円、約1.1%の削減、中期目標の基準年である平成17年度（197百万円）と比べると約51百万円、約26%の削減を達成した。 また、国家公務員に準じた人件費削減を行い、対国家公務員指数は108.6（平成22年度より0.4の改善）となり、地域別勘案では95.1、地域別・学歴別勘案では101.0となっており、概ね国家公務員と同水準であり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等が行われた。 これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 外部委託の推進 外部委託する方が効率的と認められる業務について外部委託を推進し、「質」の観点からの外部委託の推進も達せられたと認められることから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化 大幅な人員配置の変更を行ったとはいえないが、一方で、職員の内部振替や人員削減の取組実績はあり、結果として、特別給付金の法案立案時推計を上回る認定等を行ったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し 随意契約の見直しについては、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月30日）等に基づいた取組を実施した結果、平成20年度及び平成22年度と比べ、随意契約の件数及び金額は大幅に減少した。契約全体に対する随意契約の件数割合は、平成20年度及び平成22年度と比べて増加しているが、これは事業の減少に伴い全体の契約件数が減る一方で、「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」の件数が一定であったことによるものである。平成23年度新規に随意契約を結ばざるを得なかった契約案件については、事前に契約監視委員会委員の了承を得た上で契約を結んだ。 また、契約監視委員会で平成23年度契約案件について承認され、ホームページで公表した。 監事によるチェックについても、月例の役員会で契約実績の報告を行い、監査を受けたが、特に指摘を受けた事項はなかった。 これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p>

<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）</p>	<p>6 特別給付金支給事業</p> <p>(1) 特別給付金の支給</p> <p>特別給付金支給事業については、法案立案時推計約67,000人を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給した。また、前回事業で認定を受けなかった者（特別記念事業における特別慰労品の贈呈を受けなかった者）が12,297件となった。また、平成24年4月に法案立案関係者に説明を行ったところ、関係部局の努力により当初見込みを上回る請求があった旨の発言があった。</p> <p>さらに、「戦後強制抑留者」等の確認に当たっては慎重かつ適切な対応、申請者の負担軽減のための様々なサービスを行い、特別給付金の受給者等から基金の取組に対するお礼の声も寄せられたこと等から、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(4) 特別給付金支給事業実施の周知</p> <p>総務省の指導等を踏まえ、新聞、ホームページ、雑誌等、経費削減の中できめ細やかな広報活動を適時に実施した結果、広報実施前に比べ請求書送付希望の件数が大幅に増加し、申請者掘り起しの効果が認められることから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(5) 標準審査期間の設定</p> <p>標準審査期間内の処理率は1か月もの97.5%、3か月もの92.1%、処理に要した期間が標準処理期間を超えたものは1か月もの0.3%、3か月もの0.2%となり、特別給付金の標準審査期間内の審査がほぼ実施されたことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(6) 申請者への通知</p> <p>特別給付金の該当者14,544人に対して1週間後に認定通知書を送付し、非該当者386人に対して理由を付して却下通知書を速やかに送付したことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>(7) 地方公共団体との連携</p> <p>地方公共団体等との連携については、入ソ事実等の調査について44都道府県に年間767件の照会を実施し全件について回答を得、また、地方公共団体等の広報誌等への掲載について多くの地方公共団体等から協力を得たこと等により、目標を十分達成したと評価できる。</p>
--	---

<p>3 財務内容の改善</p>	<p>運用資産の管理、運用並びに予算、収支計画及び資金計画について、金融機関等から残高証明を徴するとともに出納命令役等による照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に運用資金を管理したものと認められ、また、特別準備金に係る有価証券を適切に売却・預入を行うことによって、現金ベースで576百万円の収入を上げており、適切に運用が行われたものと認められる。</p> <p>また、予算の執行実績について、役員会に報告を行い、適切な予算管理を行っている</p> <p>さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案も法令に適合しているとされている。</p> <p>これらにより、目標を十分達成したと評価できる。</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>平成23年度計画に規定すべきであったが規定しなかった。一方で、機会を捉えて積極的に外部の研修に職員を派遣し、また、内部研修を行っていることから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>2 環境対策</p> <p>環境方針に沿って、継続的に環境に配慮した製品の使用を心がけ、全25品目に対し目標の100%調達を達成しており、また、東日本大震災後の節電対策の実施や、環境方針に基づき、日常業務における両面コピーの促進、ペーパーレス化、廃棄物の分別を行ったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 職場環境</p> <p>全役職員を対象とした弁護士による講演や、「セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止の取組について」の会議の開催等により、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成等について管理を徹底し、配慮に努めることとしており、相談員から相談事例についての報告も受けなかったことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>4 内部統制・ガバナンス強化</p> <p>「平成23年度業務等運営方針」の策定や「理事長と法人ミッションを語る」懇談会等の開催を通じて課題の洗い出しとその対応を実施するとともに、「平成23年度監査方針」に基づく定期監事監査などの実施により監事による監査の強化を図った。</p> <p>一方で、理事長の「平成23年度業務等運営方針」の策定期間は平成23年7月末、監事の「平成23年度監査方針」の策定期間は8月であった。また、本法人は小規模であり、特別給付金支給というミッションは明確である。構成員が似通った会議を多く開催しているが、これらの会議により洗い出した課題及びその対応は個別のものであると言える。これ</p>

	<p>らの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取り組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があったことを踏まえれば、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>5 基金の解散に向けた取組</p> <p>解散に向けた取組については、総務省の指導を踏まえ、引継ぎ内容等の洗い出し等を実施した。しかしながら、解散に向けた「基金独自の取組」として挙げられている法人文書の保存等については、独自に取り組むとしながら基金としての方針が決まらなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。また、引継内容等の洗い出し等についても、積極的な取り組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。</p> <p>さらに、寄託品の寄贈への切替えについては、本来であれば平成22年度中に処理すべきところ、平成23年度においても処理を行った。</p> <p>なお、(財)全国強制抑留者協会の「平成23年度戦後強制抑留関係者特別慰藉基金造成計画」等について、審査の上、承認を行った等、慰藉基金の管理について適切に監督を行った。</p> <p>これらにより、目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p>
<p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p>	
	<p>平成23年度における平和基金の取組の主眼は、平和基金の唯一の事業である特別給付金支給事業である。特別給付金については、法案立案時推計約67,000人を上回り、平成24年3月末で受付累計件数が69,460件、認定累計件数は68,106件となり、既に67,196件を支給したこと、申請者の負担軽減を図るために様々なサービスを行ったこと、標準審査期間内の審査がほぼ実施されたこと等により、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>一方で、平和基金の解散に向けた取組について、平和基金の積極的な取り組みが必ずしも十分でなかったなど、総務省への円滑な引継のための準備としてはなお改善の余地があった。</p> <p>以上であるが、平成23年度の平和基金の取組の主眼である特別給付金支給事業については目標を十分達成したと評価できることを踏まえつつ、各項目を総合的に勘案すると、「目標を十分達成」と認められる。</p> <p>平成24年度においては平和基金の解散に向けた取組が主眼となることから、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向け、平和基金自らが主体的に取り組むことを期待したい。</p>

Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他

業務運営については、大幅な人員配置の変更を行ったとは言えないが、一方で、業務の進捗等に併せた人事異動や国家公務員に準じた人件費削減を行った。

内部統制・ガバナンス強化については、「平成23年度業務等運営方針」の策定等を通じて課題の洗い出し・対応を行い、監事による監査の強化を図ったが、一方で、これらの会議を通じて、法人ミッションを有効かつ効率的に果たすための、組織全体で取り組むべき重要課題の洗い出し・優先順位付け・対応計画の策定・対応結果の検証といった全体的な取り組みが必ずしも十分なされたとは言えない面があった。

平成24年度は、平和基金の解散に向け、法人としての業務の整理及び総務省への円滑な引継に向けた取組を滞りなく実施できるよう、内部統制・ガバナンスを強化し、効率的・弾力的な組織運営となるよう努めていくことを期待したい。